

# 自治研 かんがわ

1978  
No.9

特集 新神奈川計画に関する意見書



神奈川県地方自治研究センター

● ● ● ● 「新神奈川計画」の意見書を県へ提出 ● ● ● ●

昨年8月から研究会を重ねてきた「新神奈川計画」について、1月9日の理事・企画委員会で一定の見解をまとめることができました。12月の理事会で討議した内容を文章化しなおして、自治研センターとしての見解としたものです。

研究会を5回、小委員会を10数回重ね、理事企画委員会で2回の討議を経たものですが、「新神奈川計画」そのものが広範な問題提起をしているため、特に「基本構想」に重点をしばった内容となっています。この号は、研究会に参加された方々と会員の皆さんへのひとつの区切りとして報告するための特集号としました。

1月10日、事務局では理事会でまとまった意見書と事務局作成の「試案」を県の企画部へ提出しました。企画部では宮森次長・吉田計画室長と会い、事務局から補足説明をしました。

次長から「新神奈川計画については企画部へよ

せられている県民の意見をもとにして、基本構想・基本計画を手直しし、実施計画とあわせて2月中には審議会の答申を得て成案としたい。ここに提出された意見書については、とり入れるべき点が多くみられるので検討させてほしい」という返事を得ました。

また今後のあり方として「よせられた多くの意見については成案が出来上ることによって回答する、ということにしたい。4月頃には印刷されたものもできると思うので、その頃に研究会を開いてもらえば、とり入れた内容などについて説明できるだろう」ということでした。

事務局としては、新神奈川計画は策定からはじまり、実施段階のそれぞれの時期で検討を加える必要があると考えます。その意味ではスタート台にあがった時期＝成案完成＝に研究会を開き、さらに実施計画の施行の課程をみきわめながら引き続き研究・監視を続けたいと考えています。

自治研 かながわ 麻

2 1978 月号 新神奈川計画に関する意見書  
No.9



神奈川県地方自治研究センター

も く じ ◆◆◆ CONTENTS

「新神奈川計画」の意見書を県へ提出 .....	2
新神奈川計画に関する意見書 .....	3
Ⅰ 「新神奈川計画」についての見解 .....	4
Ⅱ 「基本構想」にかかわる指摘事項 .....	5
「新神奈川構想」試案	
「試案」作成にあたっての若干の説明 .....	9
Ⅰ 現代社会の動きと神奈川 .....	11
Ⅱ 新しい神奈川創造の基本方向 .....	15
Ⅲ 分権と連合へのシステム転換 .....	20
Ⅳ 行政の改革 .....	24
かながわの自治体のうごき .....	25
今月の統計から .....	27
編集後記 .....	27

# 新神奈川計画に関する意見書

77神自研第19号

1978年1月10日

神奈川県知事 長 洲 一 二 殿

神奈川県総合開発審議会

会 長 都 留 重 人 殿

神奈川県地方自治研究センター

代表理事 清 水 嘉 治  
(関東学院大学教授)

〃 新 田 俊 三  
(東洋大学教授)

〃 横 山 桂 次  
(中央大学教授)

日頃、地方自治の発展のためのご努力に対して、心から敬意を表します。

昨年6月、神奈川県の21世紀を展望する新しい社会計画「新神奈川計画（仮称）」が素案として県民に提示され、県民討議がくりひろげられてきました。例えば9月以後6回にわたる県民討論集会や、各団体代表との懇談会など、積極的に県民の意見が反映できる機会を提供されたことに対して感謝いたしているところです。

さて、地方自治を住民の手にとりもどすための専門的研究機関として昨年6月に設立しました当神奈川県地方自治研究センターは、発足以来この問題についてとりくみをしてきました。8月に「新神奈川計画と自治を考える研究会」を発足させ、以後5回にわたる研究討論会を開催してきました。また11月に小委員会をつくり具体的な内容にわたる討論を10余回ほど行ってきました。

その結果、不十分なが別掲のとおり「見解」と「指摘事項」さらに「新神奈川構想（試案）」をとりまとめるにいたりました。新神奈川計画そ

のものが広範多岐にわたる分野のものが含まれていますので、この計画の基本理念は「基本構想」にあると考え、とりあえず「基本構想（素案）」にしぼって意見のとりまとめをいたすこととしました。すでに発表された「基本計画」も、これから発表される「実施計画」も、いずれも「基本構想」の理念が貫徹されるべきだ、と考えたからでもあります。

今後の神奈川県政が、より民主的であり、県民生活の向上発展を促進させることを期待しつつ、当研究センターとしての意見を申し述べる次第です。2月と予定されるこの新神奈川計画の決定に際して、これらの内容を斟酌いただければ幸甚と存じます。

別添書類

1. 新神奈川計画についての見解
2. 基本構想にかかる指摘事項
3. 自治研かながわ月報 特別号  
(特集「新神奈川計画と自治を考える研究会」)
4. 新神奈川構想（試案）

# I 「新神奈川計画」についての見解

## 1. 基本理念についての評価

「新神奈川計画」の基本構想でうたわれている基本理念については、高く評価できる。「21世紀を展望する新しい発想にたって県民生活と県行政のあり方を探究する」姿勢をもち、「自治と連帯のための社会計画」を「県民自身による参加と市町村の参加」によって策定しようとする考え方を全面的に支持したい。また「経済成長優先の価値観を根底から問い直し、人間尊重・福祉優先の価値観に基づいたシステムに転換していく」という発想も賛成できる。

## 2. 基本構想と基本計画との整合性

基本理念がこの計画全体を規定していくものと考えるとき、いくつかの不十分さが指摘できる。「基本構想」の第三章と「基本計画」との間に重複する部分が多く、理念が生かされていないように思われる。従来のタテ割的発想からくる第三章の記述は、個々の部分は理解できるが相互の関連や総合的な施策の方向づけが示されていない。（詳細は「基本構想」にかかる指摘事項を参照されたい）

「基本構想」はより簡潔に、理念を中心としたものにし、独立しても使えるように、また文章もより平易に義務教育終了者すべてに理解できる内容にし、名称も「計画」ではなく「新神奈川構想」として後世に残すものとする考えもあってよいのではないか、と思える。（別掲「新神奈川構想（試案）」を参照されたい）

## 3. 神奈川の過去・現在・未来

神奈川の現在と将来について「基本構想」でう

たわれているが、現状分析と計画達成後の将来像について不十分さがみられる。県民生活の実態を明かにする「県民生活白書（仮称）」や、行財政の現実の姿を明かにする「県行財政白書（仮称）」、また県土の実像を示す「土地白書（仮称）」など、別途に作成し、公表されることを期待する。また計画達成後の都市像、そこにおける人間関係、生活、制度などの問題がどうなるかについて、引続き検討し県民にさし示すことを期待する。

## 4. 県民との共同作品とするための提案

県民と市町村参加をすすめていく考え方に賛成する立場から県政をより開かれたものにするために、次のいくつかの提案をしたい。

### (1) 総合開発審議会の拡充強化

「新神奈川計画」が策定されても、その実施計画をローリングしていく考えが示されていることから、総合開発審議会をより拡充強化する必要があると考える。県民代表・市町村代表を加え、分科会による部門別検討、専門委員会による研究の継続などを行い、計画実施内容をより充実させるための努力をおこなわれたい。

### (2) 社会計画研究会（仮称）の設置

社会計画はいま生成過程にあり、内容をさらに深く研究し実効性のあるものにしていかなければならない。行政が主体とならずに社会計画を推進する母体として、学識経験者、県民・団体代表などからなる社会計画研究会（仮称）を設置し、研究を継続されたい。

### (3) 県民会議（仮称）の開催

「新神奈川計画」の県民討論集会は、不十分ながらも一定の成果をおさめた。県政をより開かれたものにし、県民の声が継続的に反映でき

る場をより多くつくることもとめられている。この計画の実行過程を県民に報告する場として、情報公開の場として、実施計画への県民参加の場として「県民会議（仮称）」を開催し、県政と県民との共同作品となるための努力を続けられたい。

#### (4) 県行政の改革

新しい時代に対応した計画を策定することにより、その実施に対応できる庁内体制づくりが必要である。県政の日常の現場において県民参加が可能になる庁内体制への改革、さらに県政から市町村への権限移譲と、県の調整機能の強化にむけた改革を行うよう期待する。

## II 「基本構想」にかかる指摘事項

### 1 構成・形式等に関して

- (1) 序説および第一章から第三章までにいたる構成については、県民生活を重視した新しい郷土づくりをめざすものとして理解できる。しかし「構想」は基調をのべるものであるとすれば、全体に長文すぎるのではないか。特に第三章は冗長であり、簡潔にまとめる必要があると考える。
- (2) 文章形式として「である」調を県民に親しまれるために「です・ます」調に改めたら良いと考える。また各章各項のタイトルのつけ方について、基本理念をタイトルで表現するような工夫がほしい。
- (3) 年代の表現について、21世紀という表現と昭和年号とが混在しており、将来計画の展望を年代から直接理解しにくいものになっている。1985年（昭和60年）又は昭和60年（1985年）という表現に統一されたい。

### 2 「序説 新神奈川計画のめざすもの」について

- (1) 「社会計画としての新神奈川計画」の項で、この新神奈川計画の基本理念がふれられており、高く評価できる部分である。

- (2) 「三計画の組み立て」の項で〔基本構想〕〔基本計画〕〔実施計画〕の三層構造であることが明示されており理解できる。しかし基本計画、実施計画の目標年次と、統一的展望のもとにローリングしていく方向づけについて明記すべきだと考える。

- (3) 「気国・市町村計画との関係」の項で「自治体計画を前提にはじめて国の政策は実効性を持つ」という考え方には、全面的に賛成できる。県の立場として「市町村の自主性を十分尊重し、緊密な連携のもとに一体的な行政が推進されるようつとめる」という基調の実現を期待する。

また〔基本計画〕の中で「県民生活に関連する国の諸計画については、住みよい地域づくりを進める観点から市町村の意向をも踏まえ、主体的選択的に対処する」という記載について、基本計画より基本構想でうたうべきだと考えられる。

### 3 「第一章 みんなで考えよう 神奈川の過去・現在・未来」について

- (1) 「神奈川とはどのような県か」の項では神奈川の過去と現在についてふれられている。いわば現状分析にあたり、高度成長のもたらした

ものが簡潔に表現され、内容的には「(その)矛盾は、光と影となって集約的にあらわれており、その意味において、神奈川は日本の縮図である」という指摘には賛成できる。

(2) その反面、「神奈川の抱えている諸問題の多くは、首都圏共通の問題であり」という指摘があるにもかかわらず、首都東京から神奈川が直接間接にうけた影響についての指摘がない。神奈川の特長として、東京圏からの諸問題についての位置づけを明らかにしたうえで、神奈川という県の性格づけと方向づけを明記すべきである。

(3) 「三神奈川はこのままではどうなるか」の項では、21世紀の神奈川が危機的状況になることを警告している。この将来予測にあたって「神奈川システム・ダイナミックス」の開発を試み、シンボリック・モデルによる解析をおこなったことは、計画の科学性の追求の面からも評価できる。

しかし、シンボリック・モデルではなく、「基本モデル」による首都圏のなかにおける将来予測が行われる準備をしつつもいまだに公表されていない。基本モデルによる解析作業を早急に完成し、この計画の附属資料として公表されることを期待する。

(4) シンボリック・モデルによる解析結果を、計画案の討議の素材として提示したことはそれなりに評価できるが、計画の成案の中からは削除し、構想に関連する附属資料として別途のものとして扱って見たらよいと考える。

(5) 「四神奈川はこれからどう生きるか」の項では、「経済成長優先の社会を支配してきた価値観」を「人間優先、福祉優先の価値観にもとづいたシステムに転換していく」ことが強調されており、この見解には全面的に賛成できる。

同時にこの項では、基本的な社会計画の方向づけとして今後に多くの問題をのこしているといえる。すなわち高度成長のもたらした市場経済優先の考え方をどう改めるか、その中で自治

体の果す役割をどうするか、外部不経済に対する社会的費用負担をどうするかなど、検討されなければならない課題が多い。その方向づけはまさに21世紀を展望するものとして引き続き叡知を結集してとりくむべき課題であると考えられる。

#### 4 「第二章 神奈川の未来を創造するために—21世紀を展望するあすの神奈川—」について

(1) 「一心がふれあい生きがいに満ちた神奈川を創造しよう」の項では、「地域に根ざした自治と連帯の社会が築かれ」るためのコミュニティ形成についてうたわれている。基本的考え方に賛成できる。しかし5項目のスローガンの中に憲法と自治体とのかわりについてふれられていない。憲法についての考え方を高らかにうたいあげてもよいと考える。

(2) 「二未来を創造するための基礎条件」の項では、計画策定のための制約条件としての土地・資源・エネルギーなどと、人口、自然環境といった基礎条件についてふれられている。人口抑制のため乱開発の規制と自然保護、水資源・エネルギーに対する対応などについての基本的考えには賛成できる。

(3) しかし、土地利用の中で基地の全面返還がうたわれているが、沖縄に次ぐ基地県としての特性について基本構想でふれられているのがこの部分だけというのは問題のとらえ方が弱すぎる。「基礎条件」というより、第一章の一のなかでとりあげるべき事項であろう。

(4) 「三自治と分権へのシステム転換」の項では、中央の機能をできる限り地方に分散するための分権的なシステムへの転換についてふれられており、「地方自治の確立こそ地方分権の大きな目標のひとつである」という指摘は賛成である。

また、「四役割分担」のなかでは、「国と地方自治体との権限と財源の配分を根本的に改善」する方向づけも当然のことと指摘できる。また、県の役割として広域的・専門的な立場から市町

村間の調整をはかる機能を強化する方向づけと、同時に基礎的自治体としての市町村への権限移譲をあわせて行うべきものとする。たんに「重複的な行政などについてそれぞれ機能分担を可能な限り見直し」だけに終わってはならないのではないか。

- (5) 「三県民参加」のなかでは、「多様な方法を活用して県政への参加の機会を拡充し、県民のニーズや意向を県政のなかに生かしていく」ことがうたわれ、賛成できる。参加の基本となる情報の公開については、「県政に関する平明で的確な情報を提供」することがうたわれているが、現状はきわめて閉鎖的官僚的であることから、より一層の充実を期待する。

また「市町村の県政への参加を積極的に進め」ることもうたわれており、計画の具体的実施は市町村を通して行なわれることが大部分を占めることから、通達行政・官僚支配の悪弊を絶ち切り、「市町村の自治を尊重する」ための具体策を期待したい。

- (6) 「三県政の新しい方向」のなかでは、「従来の縦割り行政の弊害を改善是正し、関係部局の横の調整と連携を強化して行政効率を高めるとともに」「行財政制度全般にわたる抜本的な改革」を国にもとめ、県自らも「システム転換をはかっていく」ことがうたわれている。これが実現されることを心から期待する。

このことは、県行政自らが、不断の自己革新をゆくりと着実にとげていく必要があることを示している。県が広域的な自治体として、基礎的自治体である市町村を支援し、権限移譲を行いつつ、市町村連合の事務局として機能の強化がはかられることをあわせて追求すべきものといえる。

### 5 「第三章 あすの神奈川を めざす基本方向」について

- (1) 1でふれたように、第三章全体が特に冗長である。しかも構成が行政課題別になっているた

め、基本方向としての総合性が不足し、各項相互の関連も十分とられていない。

冗長な原因としては各項ごとに「課題」と「方向」が列記されているためであり、しかも全行政対象を網羅しているため重的課題と方向づけが不明確になっている。したがって基本構想としては、「課題」については第一章の現状分析等でふれられているので不必要であろう。また「方向」についても重点課題を列記すれば良いのではないか。

- (2) また、構成についても、県民の直接的な関心をよびおこすために、幼児・学童、青年、婦人、勤労者、老人などの年令階層別の施策の方向づけを示すことも必要ではないか。そのためには、政策の総合性が当然ともめられてくることになり、従来の縦割的発想では対処し得なくなるわけで、こうした発想の転換こそ必要であろう。
- (3) 以下個別の項目について簡潔に指摘する。

「〇〇生きがいに満ちた県民生活をめざして」の項では、「一充実した暮らしの実現」として「(一)まちづくり」「(二)社会福祉」「(三)保健衛生」「(四)労働福祉」「(五)消費生活」の5項目にわたり列記されている。これらは相互に関連性を持ち、総合的に行なわれてはじめて効果のあがるものである。「一」のあとに前文的なまとめを挿入し、各項目は重点的な記述に改められることが期待される。

「(二)社会福祉」と「(三)保健衛生」のなかでは、社会保障として統一的にとらえる必要もあり、権利としての社会保障を行政としてどう充実させるのか、という方向づけが不十分である。

「(四)労働福祉」では労働者としての権利を保障し確立する方向づけが不十分であり、労働福祉というとらえ方は狭すぎるのではないかと。「(五)消費生活」では消費者主権についての確立の方向づけが不十分であり、行政が情報センターとして果す役割の認識が不足しているのではないかと。

- (4) 〇〇の「三豊かな心の創造」では、「(一)教育」と「(二)文化」についてふれられている。これも

教育文化という総合性についての前文的まとめを挿入すべきであろう。

「(一)教育」については、県民の自立する方向をめざす方向づけが不十分であり、生涯教育と労働者の学習権についてもふれるべきである。

「(二)文化」については、コミュニティーとの関連ぬきには語れないものであり、地域共同社会とのかかわりを明記すべきである。

- (5) 「(四)環境の保全と創造をめざして」についての基本的方向づけについては賛成できる。構成として、この項だけ独立して行い得るものではないので、(一)の「(一)まちづくり」との関連で整理すべきであろう。
- (6) 「(五)生活と調和した産業をめざして」の項では「(一)商工業」と「(二)農林漁業」とで産業のあり方についてふれられている。方向づけの基本については賛成できる。自然環境と産業との関連、県土利用計画全体との関連を含めて、総合的対策が必要とされる部分であるが、その点が不十分である。

## 6 基本構想との関連でおきる 基本計画についての指摘事項

- (1) 基本構想の整理に伴い、基本計画についても一定の改定が必要になるものと考えられる。特に基本計画の「第四章 計画実現のために」の「(一)新しい地域社会の創造」については、基本構想の「第二章 神奈川の未来を創造するために」の「(一)心がふれあい生きがいに満ちた神奈川を創造しよう」との関連がでてくる。「計画」の第四章で計画実現のための手段として位置づけられているコミュニティーの形成については、手段ではなく目的であり、「計画」より「構想」の「第二章の(一)」で明記すべきであると考えられる。
- (2) 基本構想の第三章「あすの神奈川をめざす基本方向」の整理に伴い、基本計画の第三章「基本施策の方向」の現状と課題へ整理されるものがでてくる。それにより構想と計画との整合性も整理される必要がある。

また基本計画の第三章の各項目については、到達目標が設定されていないため、計画としての性格が著しく弱められている。シビルミニマムづくりを、住民参加のもとで、市町村との協議をふまえて積極的にすすめ、明確な指針として県民に提示されることを期待する。

- (3) 具体的な施策の方向づけは、実施計画にもりこまれるものと考えられるが、大規模事業や大型プロジェクトについては基本計画のなかにもりこみ、年次計画をあらかじめ明らかにすべきであろう。時間的制約で基本計画にもりこむことができないとすれば、別途計画のためのプロジェクトを組むことなどをおして作業を継続し、基本計画の附属的なものとして改めて県民討議にかけられることを期待する。
- (4) 基本計画にもとづく施策を実行するための費用と、それを調達する手段を含めた財政計画が示されていないのは不十分である。別途に作業を継続し、現状の行政制度でできることとできないところを明らかにしながら、重点施策の選択をしやすくするための資料づくりを行い、行政の責任で処理すべきものを明示した「財政計画」を提示されることを期待する。
- (5) 基本構想の理念にもとづく基本計画、実施計画の実施の過程を、県民の前に明らかにし、計画の進行管理を含めて「県民と県との共同作品」にするための努力を、計画決定後も引き続き積極的に行なわれることを要望する。

以上の指摘事項について成案決定の際とり入れられることを期待する。また、基本構想に対置するものとして、当研究センター事務局で別紙の「新神奈川構想(試案)」を策定してみた。環境保全や文化の面を含めて不十分な点もあるが、基本的な理念をとり入れながら構成と内容について変更してみたところである。比較検討され、意のあるところを斟酌願えれば幸甚である。



# 「新神奈川構想」試案

神奈川県地方自治研究センター事務局

## 「試案」作成にあたっての若干の説明

長洲革新県政は、発足直後に新しい計画の策定を宣言し、それから約2年後その素案が私達の前に提示された。高度成長時代の終焉という日本の歴史にとっても巨大な転換期に、第2ラウンドにはいったといわれる革新自治体がどのような構想を打ち出してくるのか、私達は期待と興奮をもって素案を読了した。

私達は発表された素案の中に、状況の認識と県政のあり方についての基本的視点の変革を認めることができた。私達はそれを歓迎する。しかし、にもかかわらず、いくつかの点において問題点を感じないわけにはいかなかった。それは、一言でいえば、新しい問題意識が提起されながら、その問題意識が適切に集約されず拡散してしまっていることに原因があるように思えた。以上のような基本的な評価は、前述の「新神奈川計画」についての見解に述べたとおりである。

私達は、素案のよびかけに応じて、素案の基本的理念を引き継ぎながら、単なる批判を超えた私達自身の神奈川像を描いてみることにした。それが、又長洲県政に連帯することでもあると考えた。

発表された構想素案に刺激をうけながら、非力な私達が慣れない仕事に取り組んで、ともかく作りあげたのがこの試案である。私達が注意したのは次の3点である。

1. 構想は誰でも簡単に読み通せるぐらいに圧縮すること。構想を県民との共同作品にするため

に不可欠なことであると考えたからである。

2. 問題を集約し、要約すること。印象が散漫になることを避けるためである。
3. 何を要求するだけでなく、何ができるかについてもできるだけふれること。そのことが社会計画の本質だと考えたからである。

いま、ともかくもできあがった私達の「試案」をみて、不十分な部分をいろいろ発見することができる。第一に全体として、問題そのものへの切りこみ方の弱さである。第二に分析項目のいくつかの欠落である。例えば、平和の視点（神奈川は平和を欲する、民衆の国際交流の重要性等）又は社会的差別に対する闘いの視点、あるいは環境に対する総合的な認識とその対応への取り組みの不完全な点、さらに文化の視点の不十分さ等々である。そして第三に、新しい神奈川像をトータルに描くことの困難さを改めて感じたところである。

しかし、新神奈川計画の実施は目前に迫り、すでに時間的余裕はない。私達は、これ以上の指摘を断念せざるをえなかった。内容をより豊かに充実させるための積極的なご意見を期待し、実施計画以降の具体化のなかで、社会計画としての新神奈川計画のさらなる進展を期待して、ささやかな「試案」の説明の結びとしたい。

なお、この「試案」は当自治研センター事務局の責任で作成したものであることを付記しておきたい。

## 《新神奈川構想（試案）目次》

I 現代社会の動きと神奈川	11
1 現代社会の諸問題	11
(日本の成長の限界) (求められる相互関係の見直し)	
(システム転換にむけて)	
2 地域社会神奈川の問題	12
(首都圏問題としての神奈川) (日本の縮図としての神奈川)	
(転換期をリードする神奈川)	
3 新しい社会的目標の形成と計画化	14
(計画の必要性) (いかなる計画が必要か)	
II 新しい神奈川創造の基本方向	15
1 自立しうる生活基盤の確立—福祉社会の形成	15
(自立への努力の支援—社会福祉) (健康による生活基盤の確立)	
(労働による生活の自立) (主体的消費生活の創造)	
(自立への人間形成—教育)	
2 人間的生活環境の形成	18
(1) 生活環境の整備—共同的生活条件の確立	
(自然環境の保全と創造) (都市生活環境の整備)	
(2) 生産環境の整備—地域社会の自立条件	
(農林漁業の育成) (産業構造の転換)	
3 創造的な生活文化を求めて	19
(コミュニティとは何か) (文化の意味を問い直す)	
(政策の有機化の場としてのコミュニティ)	
III 分権と連合へのシステム転換	20
1 社会システムの転換	20
(集権から分権へ) (分権的結合をめざして)	
2 県政のシステム転換	21
(参加の組織化) (県政への参加のために)	
3 地方行財政制度の転換	22
(自治の回復) (転換の基本方向)	
(当面の改革プログラム) (自治の精神)	
IV 行政の革新	24
(政策形成の基本的考え方)	
(行政運営の基本原則)	

# I 現代社会の動きと神奈川

## 1 現代社会の諸問題

現代社会は、いま巨大な歴史的転換期に立っています。

産業革命以来先進工業社会を支えてきた基本的な価値観、すなわち物質文明優位の考え方が問い直され、これに代る新しい文化、文明のモデルが世界的に模索され始めています。

### (日本の成長の限界)

欧米先進諸国を目標として、我が国は明治以来100年余にわたる工業化の道を歩んできました。この間、技術的合理性の追求に努力が傾注されて、量的拡大の論理が定着してきました。

昭和30年代に始まる高度経済成長期における量的拡大は、とくにめざましいもので、従来存在していた貧困、恐慌、失業といった問題への心配は少くなり、大量消費、高度成長、完全雇用等が達成されてきました。一方、これに伴って、人々の都市部への急激な移動がおり、我が国は都市社会と呼ぶにふさわしい状態ができてゆきました。

この高度成長や、都市化の進行に伴って、従来とは異った新しい問題の発生をみるようになります。環境の破壊や資源の枯渇の問題、インフレーションやそれに伴う社会的ヒズミの発生の問題、あるいは管理社会化、技術革新、組織の肥大化等に伴う人間疎外の問題などがそれです。そして、これは石油ショックを機に一気に表面化し、我が国の今後の見通しを困難にしています。ところでこうした問題の背景を考えてみると次のような点があげられます。

第1に、現在は海外要因、資源問題、市場の大

きさの制約等により、いままでにつくられた経済メカニズムのままではやってゆくことができなくなってきています。

第2に、公害発生、環境の破壊にみられるように、いままで社会全般を動かしてきた考え方、すなわち個人や企業は自己の目的だけを追求し社会全体の調整をすべて市場機構と行政にゆだねる、という考え方では解決困難な問題がクローズアップされてきています。

第3に、物質的豊かさが達成された一方で、量的拡大が最終ゴールでないという意識が強くなり、「生活の質」が問題にされ脱工業化社会の模索が始まっています。

これで見ると高度成長過程そのものが、社会の多様化をもたらし、経済的枠組を越える新しい問題を生み出してきた点が指摘できます。こうした状況は、現在我が国のGNP至上型の成長の限界を意味していると言えましょう。

### (もとめられる相互関係の見直し)

いま、従来のシステムを変えることなく成長パターンを続けようとするれば、私たちは、さまざまな分野で現在より多くの代償を支払うことを余儀なくされ、場合によっては成長することすら不可能な状態になりかねません。そうした社会は、きわめて不安定なものでしょう。

たとえば、生産力がきわめて高まった段階で、輸出依存型の経済運営を続けてゆけば、海外からの圧力はますます増大し、不安定要因を増大させるのは明らかです。このことが嵩じてゆくと、国際経済のシステムの破壊にまで及ぶ可能性も否定できません。現在は、国際的視点、資源的視点に立って、我が国経済と欧米あるいはアジア・アフリカ諸国との相互関係などを見直さなくてはなり

ません。

また、エネルギー資源の大半を海外に依存している我が国の場合、エネルギー利用の方法を基本的に考え直さないままでは、国際的に孤立してゆく危険性が大きいはずで、むしろ地球的視点に立ってエネルギー体系の見直しが必要な時期に来ているのです。

このように、私たちはいま、経済的視点のみならず、国際的で地球的、生態的で文化的、生活的、あるいは資源的視点など複合的な視点に立って、我が国と世界との関係、私たちと外国人たちとの関係、現在と将来の人たちとの関係、人間と自然との関係、企業と地域社会の関係等を見直し、新たな相互的關係を形成してゆく必要があるのです。

#### (システム転換にむけて)

これからの時代は福祉の時代といわれております。従来の、パイを大きくして福祉への配分を行うというのは、救貧的な視点に立った福祉論の延長上にあります。それはきわめて狭い福祉の考え方です。これからの時代に必要なのは、望ましい生活福祉社会の諸像を積極的に描き出し、それを達成するため、さまざまな要因を再編成してゆくことではないでしょうか。成長や、経済のメカニズムは、それら要因のうちの1つに位置づけるべきことになり社会システム全体は、他に、政治、社会、文化等多くの要因を含めて構築されることとなります。このことこそが、よくいわれるGNP主義から生活優先主義への転換の意味であると考えます。

現在は、高度成長時代を終えてまだ数年を経ているにすぎず、この間、さまざまな激しい変動が生じているにもかかわらず、高度成長期のシステムの基本構造はまだ変化していません。それゆえにこそ、新しい目標体系を作成し、これに整合するかたちで、既存の諸制度を個々具体的次元で再構成してゆくことが、現代に生きる私たちに課せ

られた課題であり、英知をしばってこの実現をめざす必要があるのです。

## 2 地域社会神奈川の問題

現在の日本における様々な問題を、地域社会としての神奈川に焦点をあてて考えてみると、そこには凝縮したかたちで問題が山積しているのがわかります。

#### (首都圏問題としての神奈川)

神奈川は、首都東京に対する相対的依存関係の中で発展を遂げてきました。

第1に、京浜工業地帯、県央内陸工業地帯を中心として神奈川は、首都圏の心臓部として存在し、明治以来「工業県」として重要な役割を果たしてきました。首都への至近距離にある交通の利便性、国際港都横浜における海外との交易の利便性等の好条件のもとに、資本の蓄積、人的資源の蓄積を行ってきています。県東部と、西部あるいは北部との間に存在している地域格差はこの首都圏問題の一環として位置づけられるのです。

第2に、神奈川は、横須賀・座間・大和・相模原などに全国第2の数有する「基地県」であることです。これらの基地は、かつて首都東京の防衛線という位置づけの中で形成されたものが、第2次大戦後、駐留軍による占領過程を通して生き残り、日米安保体制の中での基地として位置づけられているものです。現在において基地は大都市圏の中に組み込まれ、県民の生命の危険をもたらす存在となり、また都市問題をはじめとする諸問題の解決を困難にしています。

第3に、古くは、湘南地域を中心として、近くは全県の規模で、中枢管理機能の集積している東京に対して、人的資源を供給する「住宅県」であるということです。市街化区域線引の問題は、総体的にみると首都圏の中へ神奈川が全県のレベル

でくみこまれていくことを意味します。

神奈川に住んで東京に勤める人々の中が多くが、〈神奈川都民〉といわれるように神奈川社会への関心の薄さをつくり出しています。

第4に神奈川は、首都圏で働く人々が、休養したり、レクリエーションを楽しんだりするための場、「観光県」として位置づけることができます。湘南、三浦の海岸地帯、鎌倉、小田原といった歴史的都市、箱根、丹沢といった自然のレクリエーション地域、日米親和条約以来の国際港都横浜など、四季折々の観光資源を提供しつづけてきました。しかしながら、首都圏の拡大に伴い、観光地はその自然さを失い、荒廃を招いた部分のあることをあげなくてはなりません。様々な観光公害というものが存在していることも事実であります。

このような諸点をみると、神奈川の問題の多くは、首都圏問題との関連で解決策が考えられねばならないことがわかります。

#### （日本の縮図としての神奈川）

神奈川県内の成長率は、他の都道府県と比較してみると、現在はきわめて低い状態となっています。過密化の進む中で、新しい産業の立地の余地が少いことのほか、量から質への転換が言われる中で、全国一の規模をもつ本県の重化学工業は、徐々にその日本経済に対する役割を変えつつありまた、産業公害の発生をはじめとして、交通公害等さまざまな公害が存在しています。こうした成長に対するネックは、日本全体におけるものと同じであり、全国に先行して典型的あらわれ方をしています。

低成長時代への移行がなされている現在ですが、自然増を中心として人口はなお急増しており、これに伴う県民の生活条件を改善するための様々な社会資本の整備にむけた需要がきわめて大きい状況にあります。経済成長の結果として生じた新たなニーズの発生に、低成長下で対応することを余儀なくされているのです。

また、神奈川は全国各地からの人々の集合地となっています。古くから神奈川に住んでいた人々に対して、人口急増の中心をなしているのは、全国各地から集まっている若年層です。近年はこれに、よりよい居住環境を求めて東京から転入してくる人たちが増大しております。かくして神奈川は、東西の地域的格差、居住環境の格差のほか、意識構造の歴然たるちがいを内蔵しています。さまざまなあつれきの中で、コミュニティ形成はきわめてむずかしく、人々間の合意形成は容易に達成できないものとなっていると言わなくてはなりません。

巨大化、都市化が進められてきた神奈川では、まだ本格的な都市生活環境は整備されておらず、高度成長の後仕末に追われていると言えましょう。こうした意味で、神奈川はまさしく、日本の現状の縮図をなしていると言えます。

#### （転換期をリードする神奈川）

21世紀に向けて望ましい福祉社会形成をめざすに際して、高度成長期における蓄積を活用すると同時に、同じ時期につくられていった様々のヒズミを是正してゆく必要があります。

神奈川は、現在660万をこえる人々が生活しています。これは人口密度でみると全国平均の約9倍というきわめて高い水準に相当します。県外からの転入者数は、石油ショックを機に著しく減少しましたが、県内には若い人たちの層が多く、自然増人口は当分減少しないと予想されます。

他方、都市化の著しくすすんだ本県においては、まちはすでに過密状態にあり、企業の新規立地の余地は小さなものとなっています。新しい立地には、公害問題、都市の危険性の増大が常に裏腹となってつきまとっています。

このことは、神奈川は産業県としての役割をもちつつも、徐々に居住県としての役割を増してゆくということを意味します。のみならず、情報化が進行し首都東京の中核管理機能が高まる中で、

そこに働く人々のベッドタウンとしての色彩が強まりつつあります。

こうした基本的な構造の中で、神奈川の実環境条件は大きく変化を遂げつつあります。

第1に都市計画法における市街化区域の拡大は、県土の全てを首都圏の枠の中に組み込むことになりましょう。その場合、神奈川にあってはより一層のベッドタウン化が進行することになるでしょう。東京圏の中に完全に組み込まれてしまえば、そこには地域社会として問題解決は存在しえなくなるはずで、このためには県域内の課題として、地域間の調整原理を開発することが急務です。その意味で土地利用の問題の解決こそが、地域社会形成のうえで最大の課題であることはいうまでもありません。

第2に、住宅地化をめざす用地の転用は徐々に進行し、緑が失われつつある一方、地価高騰の結果として土地の細分化が進行しています。住宅用地の需要はきわめて強く、急傾斜地、遊水池等の本来住宅地として不適な場所へも立地が進み、都市における居住環境を危険なものにしてきています。人々が創造的に活動することができるように、都市環境の整備を総合的視点にたって見直すことが重大な課題となってきたのです。

第3に遠距離通勤、企業活動に伴う交通量の増大の問題があります。基幹交通網の拡大は、遠距離通勤、輸送の障害を除去し、住宅地のスプロール化を促し、企業の地方立地を可能にしました。このことは同時に交通量増大を招き、さらに大きな混雑を生みだす結果となっています。交通体系の見直しは、交通問題の範囲だけでは決して解決しえず、全体的視点から行う必要があるのです。

第4に、資源やエネルギーの問題があります。この課題は、日本全体に及ぶものでありますが、こうした課題こそは、地域における個々具体的な対応の方法を考え、そうした積み上げを通して達成されるものであり、英知を結集して課題に立ち向かわなければならないでしょう。総合的で体系的な政策の確立によってのみこれらの課題の解決

策が見い出されると言うて過言ではありません。

さまざまな生活経験をもつ人々で形成している社会としての神奈川は多様性に満ちており、多様性に発する高い人的エネルギーこそは、神奈川を新たな目標体系へ向けて転換してゆく潜在力であり、あります。

土地利用の問題をどのように解決してゆくか、神奈川における福祉型成長へ向けていかにしたら産業構造の転換が可能か、環境を破壊するのではなく創造し、人間的な活動環境をいかに作り出すか。こうした課題の解決に、神奈川の高い人的エネルギーが発揮されてゆくとき、新しい壮大な生活福祉社会像が形成されてゆくと考えます。

地域社会神奈川の問題を解決することは、首都圏問題を解決することであり、ひいては日本全体の問題を解決することを意味します。神奈川は日本の歴史的な転換期を先導する位置と役割を全てそなえていると言うてよいでしょう。

### 3 新しい社会的目標の形成と計画化

#### (計画の必要性)

これから社会全体のヒズミを解消し、望ましい生活福祉社会を形成するためには、いままで行われてきた、部分的な合理性の追求から全体的な合理性を追求する方向、対症療法ではなく、問題の発生構造そのものからの解決をめざすものでなければなりません。

新しい社会的目標に向けて転換を行ってゆくとき次のような点に留意する必要があります。

第1に、高度成長のもたらした社会的ヒズミの是正を総合的に行ってゆく必要があります。

第2に、資源は有限という認識のもとに適正な優先順位と配分基準が必要です。

第3に、問題そのものを提起し、合意形成を行う中で社会的目標の内容を充実してゆく必要があ

ります。

第4に、社会システムを運営する各主体の役割を明らかにし、その分担と協働を可能にする必要があります。

これらのことを長期的・総合的な視点にたって行う必要があります、このためには計画を作成して実施してゆくことが不可避なのです。

いままでの計画は石油ショックに端を発する激動の中で数字的にも実情に合わなくなってきました。のみならず、高度成長時代のGNP主義から福祉優先へと社会的目標が変化し、同時に多文化化した社会の中で目標達成に際しては、計画策定の過程そのものが、合意形成の出発点と位置づけられる新たな計画が必要となっているのです。

#### (いかなる計画が必要か)

新しい社会的目標の実現をめざす計画は、策定過程の転換を含むため、従来のように住民が行政サービスの受益者でしかない行政計画と同じパターンでは、策定することも実施することもできません。つぎのようなかたちで新しい計画を考える

ことが必要と考えています。

第1に、経済、社会、文化など、社会全体の動向と相互関連を対象とし、政策体系及び制度体系を転換することをも含めた「社会的発展」を目的とした計画。(ここで「社会的発展」とは、社会資本、生活基盤等がストックとして蓄積され、また人人の創造的活動がより広範に展開され、開かれた人間関係が常に作り出されていくことをさします。)

第2に、「状況認識」を共有することにより、「課題」をも共有することを通して、人々の積極的な協働を可能にする計画。▼

第3に、合意形成過程が重視され、参加が計画の方法であり、目的でもあり、結果として計画の実行性を確保するものであること。

第4に、計画そのものが、新たな目標、計画、及び政策を生み出したり、あるいは計画の修正を生み出す構造をもっていること。

第5に県民の選択の巾を増大し、民主主義を強化するものであること。

このような計画を私たちは、社会計画と呼びたいと考えます。

---

## II 新しい神奈川創造の基本方向

---

いま県民は、自己のそして子や孫の健康と生活を守るために、生活優先・人間中心の新しい社会を求めています。その社会は、社会構成員全てが、健康で文化的な生活を営むことを保障され人間がともに生きる、人間のための福祉社会です。

そのためには自立して生活を営みうる生活基盤が確立されなければなりません。また、人間的生活を営むためにはそれらを可能にする環境条件を有しなければなりません。

これらの基盤の上にこそ、人間的な生活と創造的文化が形成され、その展開による人間交流が深められていくのです。

### 1 自立しうる生活基盤の確立 —福祉社会の形成—

すべて県民は自立のために次の五つの原則を保有し、自己の努力と連帯により人間性豊かな健康で安定した生活を営むことが可能でなければなりません。

- 第1の原則 自立への努力の支援—社会福祉—
- 第2の原則 健康による生活基盤の確立
- 第3の原則 労働による生活の自立
- 第4の原則 主体的消費生活の創造

## 第5の原則 自立への人間形成—教育—

### (自立への努力の支援—社会福祉—)

すべての県民にとって社会福祉・保障は自立しうる生活基盤の根底をなすものであり、障害を背負った人々への支援は社会的責任であり権利として保障されるものであります。

社会福祉は、自立の困難な人と行政の問題だけでなく、県民すべての問題として考え、ともにとりくむことが大切です。県民一人ひとりが、できるときにできることをもち寄るよう、人間連帯に基づく社会福祉への参加を求めていくことが必要です。

ア すべての県民の健康で文化的な生活を営む権利を保障するうえで基礎となるものが、所得保障です。

厚生年金、国民年金などの年金制度について、給付水準の引き上げを基本として、年金制度間における不均衡是正等、年金制度の改革が必要です。

また、公的扶助・公的給付については、健康的で、文化的な生活が保障されるよう充実されなければなりません。

イ 地域社会は本来多様な人間の共存の場であり、人間連帯により、ともに生きていくところです。

障害を背負った人々が、可能な限り住みなれた地域社会で自立して生活を営むためには、行政の施策を充実するとともに、地域全体の環境整備が必要であり、さらに県民の自発的な福祉活動への参加が強く求められます。

また、特に重い障害を背負った人々を対象とする施設、治療や訓練の効果を高めるための施設を充実させるとともに、施設と地域とが一体となって効果的で体系的なサービス・システムをつくるのが大切です。

### (健康による生活基盤の確立)

すべての県民は、適切な保健サービスのもとで、疾病を予防するなど、自らの健康維持に努めるとともに、いつでも、どこでも、必要な治療を気持よく受けられ、また社会復帰のための措置がうけられるよう包括的な医療体制の確立をはかる必要があります。

ア 健康への自覚を高め、予防への知識をひろめ、体力づくりなど、健康の保持増進をはかることが必要です。

そのために、健康教育を展開するとともに保健行政機能を充実させ、生涯にわたって県民の病気を予防するシステムの確立が必要です。

イ 県民が身近に必要な医療を安心して受けられることができるようにするために地域医療体制の確立が必要です。

とくに休日、夜間などの救急医療体制の整備を医療行政の責任で行っていくことが求められています。

地域医療体制確立のためには、各医療機関が相互に機能を分担しつつ、有機的な連携がはからなければならないと見られます。

さらに有病老人、慢性疾患などの健康障害者の保健医療については、地域医療と福祉サービスとの連携による地域的で総合的な施策の展開が重要です。

ウ 医療保険制度の改善充実を国に要求するとともに、給付内容の改善等必要な施策の推進が求められています。

また、保健・医療体制の充実のためには、長期的展望に立って、調査研究体制の確立と保健・医療従事者の確保につとめる必要があります。

### (労働による生活の自立)

すべて県民は、働きがいのある仕事につき、生活水準の向上をはかるとともに、安全で快適な労働環境が保障されなければなりません。

県民すべての職業生活を安定させるためには、県民のもつ技能や知識をいかせるように、労働力の需



要構造を供給構造に適應させていく方向がめざされるべきです。また、産業間、企業規模による労働環境の格差は正につとめ、県民すべてに安定した職業生活が保障されるべきです。

ア 働く意思と能力を持つすべての県民に対する雇用の場が確保されなければなりません。

失業防止のための法的規制、生活保障、就労保障について充実した制度にすることが重要です。とくに、高令者・障害を背負った人の雇用については、職業訓練を充実し社会的連帯として雇用の場を確保することが大切です。また、公共機関による雇用の場を確保するための事業を行う必要があります。

イ 労働者の生活向上をはかるためには、実効性ある最低賃金制の確立をはじめ労働時間短縮など、労働条件の改善がなされなければなりません。

また、労働者が安全で健康な職業生活を営めるよう労働災害の防止・職業病対策等の推進とともに、労働者福祉がより一層充実されるべきです。

ウ 労働者が生きがいをもって労働できるためには、労働者の権利が確立され、労働者の能力と創造性が真にいかされる職場がつくられなければなりません。

そのためには、労使対等の原則が確立される必要があります。とりわけ、中小企業において、これを実現するためには、労働組合の組織化が重要です。

#### (主体的消費生活の創造)

すべて県民は消費者としての権利が確立され、安全で安定した消費生活が保障されなければなりません。

消費者自らの主体的消費生活の創造と自主的消費生活運動と行政の積極的施策が一体となって推進されることによって、消費者の安全と利益が守られます。

ア 消費者には、商品・サービスにたいして、安全を求める権利、知らされる権利、選択できる権利、意見が反映される権利等の消費者の権利が確立されなければなりません。

イ 物価対策は、行政の調査と情報機能を高めるとともに、監視体制の強化と検査機能の充実により、価格形成への監視をおこなうことが重要です。

また、公共料金は生活防衛の視点にたつて適正維持をはかっていく必要があります。

ウ 消費生活を充実していくためには、消費者自らが、主体性ある消費生活を築くとともに、消費者の権利を守るための、自主的な消費者運動の展開が望まれます。

そのために消費者にたいする情報提供機能を充実していく必要があります。

#### (自立への人間形成—教育)

すべて県民は、その能力に応じて、ひとしく教育をうける機会を保障されなければなりません。

教育が社会的自立のための人間形成に果す役割を重視し、教育をうける人間一人ひとりの個性に応じた充実した生涯教育体系が確立されなければなりません。

また、福祉社会は社会構成員の全てが人間連帯によりともに生きていく社会であり、社会における福祉の心を育てることが教育に求められています。

さらに本来の学校教育がゆがめられている学歴偏重の社会にたいして、学校教育が社会的自立への人間形成に重要な位置をしめていることを県民すべてが自覚するとともに、多様な労働によって社会生活は営まれており、それらの全ての労働が正当に評価される社会をつくることが重要です。

ア 幼児の健全な成長のために、幼児教育の充実をはかるとともに、小学校、中学校、高等学校において生徒の成長段階に応じた基礎学力の充実をはかり、個性と創造力をのばす教育の実現

が必要です。

また、障害を背負った児童にたいする教育は、福祉・医療との連携のもとに、自立のための教育が充実されなければなりません。

イ 教育の機会を保障するために、小学校、中学校、高等学校の施設を最優先で整備拡充しなければなりません。

また義務教育における無償の原則の実質的保障が求められています。

さらに、生涯教育の学習の場として図書館コミュニティセンター等の教育・文化施設を地域に整備することが必要です。

ウ 県民の学習意欲に対応した生涯教育体系づくりと、機会の拡充をはかる必要があります。

とくに、雇用環境の変化にも労働者が主体的に対応でき、安定した職業生活が営まれるよう生涯職業教育を充実することが大切です。

## 2 人間的な生活環境の形成

「自立しうる生活基盤の確立」とならんで、人間的な生活を営むための環境形成が課題となります。自立のためには健康で文化的な生活を営むための環境が存在していなければならないからです。すべての人間が良好な環境を享受する権利を有します。

### (1) 生活環境の整備

#### — 共同的生活条件の確立 —

#### (自然環境の保全と創造)

自然環境の汚染と破壊は人間の生存そのものをおびやかします。健康で安全で快適な、利便性をも具備した良好な環境がつけられるとともに、人間社会にとって、自然と文明との共存が目指されねばなりません。

ア 無秩序な工業化、都市化による環境汚染を防止し、自然環境を保全するためには、開発規制や適正な土地利用計画の策定を基本とします。省資源・省エネルギー化の方向への産業構造の転換、農林漁業の復権など、生産活動の再検討や日常生活の見直しが必要です。

これらの方策の一環として総合的な環境保全のシステムが確立され、生態系のしくみを維持できるような環境水準の確保がめざされるべきです。

イ また、環境の保全と創造のためには、環境破壊の実態把握と原因究明、発生源対策と規制の強化、環境緑化、予防のための環境アセスメント対策などがなされなければなりません。

ウ 自然保護の規制による開発利益を享受できない地域に対して、開発利益をうける側が社会的負担をになう方向が検討されることも必要です。

#### (都市生活環境の整備)

過密化と無秩序な市街化を抑制し、適正な人口配置と土地利用により、都市機能の再構成をはかり、均衡のとれた都市構造に改造することによって、健康で、安全で、快適なしかも、利便性を兼ね備え、創造的な活動の可能な都市生活環境が作り出されねばなりません。

ア 日常生活圏の範囲を明確にし、地域的な特性や広域的機能を考慮しながら、都市施設の拡充と生活環境の整備が必要です。

イ 生活道路・上下水道の整備、公園・緑地などの公共空間の確保、文化・情報施設など都市施設の適正配置など生活環境施設を整備し、コミュニティミニマム達成をめざさねばなりません。

ウ 良質な住宅を供給するシステムを確立し、快適な居住環境の形成をはかることが重要です。

エ 都市再開発にあたっては、自治体が地域計画を主導し住民の合意形成をはかりながら実施される必要があります。

オ 交通施設の整備については、生活に根ざした

安全性の下に、利便性のある総合的な交通体系の形成をめざすべきです。

- カ 軍事基地を撤去し、平和的で県民の生活福祉充実にむけて跡地を利用する必要があります。
- キ 生活と環境をあらゆる災害から守る体制を確立することがもとめられています。

## (2) 生産環境の整備

### —地域社会の自立条件—

#### (農林漁業の育成)

国内農業切り捨ての産業政策と、工業化・都市化の進行の前に農林漁業は次第に崩壊しつつあります。生態系を維持するうえで重要な役割をはたす農林漁業を復権させ、農林漁業者の自立をはかりながら生鮮食料品を安定的に供給することをめざし、農林漁業の存立基盤を確立することが必要です。

- ア 農林地、漁場の減少を抑制し、農林漁業の生産基盤が確保されねばなりません。
- イ 農林漁業の経営の安定化が重要です。そのために生産性を高め、価格安定、流通機構の整備をはかる必要があります。また経営の協同化等の方向が検討されるべきです。
- ウ 都市社会と共存可能な農業として都市農業が確立されねばなりません。そのために生産緑地を確保するとともに地域の特性をいかした新しい分野の開発も必要です。
- エ 農村と都市の連携がはかられねばなりません。そのためには、生産者と消費者、農村と都市を結ぶための施設や媒体が検討されるべきであり、これをふくむ総合的な地域計画がなによりも重要です。

#### (産業構造の転換)

今後の企業活動には、環境を保全し、資源を有

効に利用しながら、国際的な経済状況の変化のなかで存立していくことが求められます。

- ア 景気に感応しやすい素材型の重化学工業中心の産業構造から地域社会と共存しうる産業構造への転換が必要です。その方向は、知識集約化、高附加価値化をはかるいわゆる都市型産業構造への転換であり、脱公害、省資源化、省エネルギー化等の要請に応えるものでなければなりません。

とくに神奈川県においては、首都圏のなかで集積された知識・技術、豊富な人的資源を最大限に活用することが可能であり、情報を得やすいというめぐまれた条件があります。

- イ 産業構造の転換は、とりわけ中小企業を中心にしてすすめられる必要があります。中小企業は、連帯を強化しながら、技術開発、市場の確保、金融、情報機能等の条件整備を通して大企業との格差是正をはかり、創意性・個性ある企業として発展する可能性は大きく、そうしたなかから自立的経営基盤の確立がめざされねばなりません。
- ウ 地場産業については地域的特性を重視し、地域への定着化をはかりながら、再生・発展の方向が求められるべきです。
- エ 中小商業については、小売巨大資本の進出、による影響も大きく、専門店化、集団化等による対応が望まれます。
- オ 市場原理にもとづく企業活動については社会的費用の企業負担を含む社会的ルールを確立することにより地域社会と共存をはかることが必要です。

## 3 創造的な生活文化を求めて

#### (コミュニティとは何か)

高度経済成長過程における大量かつ急激な人口

の流動化と工業化は、一方で環境を破壊し、一方において地域社会を解体しました。まさに「経済栄えて里滅ぶ」ともいうべき状態です。それは都市においては「人間砂漠」といわれるような状態を生み出しています。しかし、このような危機的状态に対してコミュニティ（地域共同社会）形成の問題が様々に論じられていますが、なぜこのような状況においてコミュニティが問題になるのでしょうか。それは、コミュニティが私たちの共に生きる場であり、人間と人間のふれ合いと人間と環境のなじむ場であり、その場から築かれる共同的な人間関係こそが、自治と連帯の社会を形成していく基底をなすものだからです。

私たちは、かつてのムラの共同体にかわる都市における開かれた人間関係を未だ築いてはいえません。しかしながら生活の場としてのコミュニティにおいてふれあいのある人間関係を築いていくことなしには民主社会は形成できません。生活の論理に基いた社会を生活の身近から築くこと、即ちコミュニティ形成は私たち全てにとっての課題といえるでしょう。

（文化の意味を問い直す）

今私たちにとって文化が問題になるのも、高度成長過程において獲得した量的拡大による「豊かさ」が生きることの充実を保障するものではなかったからでもあります。文化はすぐれて人間的

な活動とその所産であり、物質優先のゆとりなき社会からの優れた文化の創造はありえないからです。

私たちは経済成長の代償として、精神的・時間的・空間的ゆとりを失ってきました。それ故に今私たちにとっての文化の問題とは、様々の場面で「ゆとり」を作り出すことによって人間らしさを回復することです。そのような意味で文化の問題は、私たちの生活のあり方の問題でもあります。生活における人間性のもとに生活の質の結実があり、個性ある文化は創造されるのです。そのような文化の表現と享受を通して生み出される共感が作り出す人間関係をいたる所に築いていくことこそ私たちが文化を問題にする基本的視点であり、目標なのです。

（政策の有機化の場としてのコミュニティ）

コミュニティづくりも、私たちの生活の問題であり、文化の問題であり、また自治の問題であります。つまり私たちの人間関係のあり方の問題であるということが出来ます。

このようなものとしてのコミュニティという場において、様々の政策は収れんされ、またそこから政策展開されねばなりません。それは、全ての人の自立と連帯のための、生活基盤確立であり、生活環境整備であるとともに、創造的活動条件の整備でもあるのです。

---

## III 分権と連合へのシステム転換

---

### 1 社会システムの転換

（集権から分権へ）

日本におけるあらゆる社会的機能は、政治・行

政・経済のみならず福祉・教育・文化に至るまでその諸機能は分化され、それぞれの機能ごとに中央に集中する〈集権的社会〉として構築されています。これは「富国強兵」とか「経済成長」のような価値にその他の価値が従属することを前提として成り立っている社会体系といえます。

しかし、いまや、生産においてさえ集中と集積は

利益をもたらすばかりでなく次第に次の発展への桎梏になりつつあります。そして、生産から生活へ、経済から福祉へ、すなわち社会的機能の個別的発展から総合的発展へという声次第に高まっています。文化の復権や巨大科学からの脱皮も提唱されています。福祉の時代とは、何よりも人と人の心のふれ合いを大切に、人間が人間をお互にもっと理解しあうことを求める時代でもあります。

これらは、いずれも人間性を基調とする多元的な価値観による人間復興を旨とする社会の新しい動きといえます。「人はパンのみにして生きるにあらず」という思想が新しい息吹きをおびて復権してきたのです。高度経済成長の終焉と高度成長のもたらした知的エネルギーの社会的共有の進展がこれを支えています。

集権制は、経済・生産という目的にとっては、それなりに合理的でしたが、福祉・生活の時代においては、必ずしも合理的なものとはいえません。福祉や生活の問題は、人間関係や生活様式の新たな創出という非常に自律的・個別的なものに依拠するもので、集権制のような他律的で画一的なものでは解決できないからです。このような課題は〈地域〉という場において、はじめて解決の足がかりをつかむことができます。地域こそ人々が人間としての全体性をもって互いを理解しあう場であるといえます。そのためにも、地域の問題は、地域の各主体によって解決できるような制度に転換させていく必要があります。

#### （分権的結合をめざして）

このように地域主義を重要な核とする新しい社会システム、すなわち〈分権的社会〉が今後展望される必要があります。分権的社会においては、住民のエネルギーの結合は、自主的で能動的・積極的な創造性に依拠します。官僚主義によらない現場主義に基づく結合、すなわち〈分権と連合〉〈自治と連帯〉として追求されなければなりません。

分権と連合の歩みは模索と試行錯誤を経験しながら、地域で生活する人々の意識のゆっくりとしたしかも着実な変革によって、次第に確実な歩みとなっていくでしょう。このような歴史の流れにおいては、社会を構成するあらゆる組織を含む成員が、中央志向の目を地域に向け直す必要があります。地域社会の構成員としての自覚と行動が、結局のところその成員の活性化と存続をもたらすことになるでしょう。

## 2 県政のシステム転換

### （参加の組織化）

県政の主権者は、県民です。このことを具体化し、実現するためには、議会制民主主義とともに住民の意思を具体的に反映する直接民主主義の体系を創設していく必要があります。いまや単に〈県民の県政〉だけでは問題は解決しません。

〈県民による県政〉が確立してはじめて転換期の課題に答え、さらに〈県民の、県民のための県政〉も保障されるということが出来ます。分権と連合の社会にあっては、何よりも自立に基づく住民自治の原則が必要となります。

県民参加は、県政を県と県民の共同作品とするための不可欠なものです。そして、県民参加は単にその制度化によって完結するものではなく、県民による不断の努力と県民自身の自治の精神によってはじめて支えられる、絶えず創造していくシステムでもあります。

県民参加を支えるためには、まず市町村の県政参加が保障されていなければなりません。県政はあくまでも基礎的自治体としての市町村の自治を基盤に成立する市町村連合として機能していなければならないからです。そこで、県の政策課題に対する基本計画や実施計画の策定にあたっての市町村参加、予算編成にあたっての市町村長の出席する〈予算編成会議〉などの制度化を図る必要が

あります。

県民、市町村の県政参加は様々な形態、段階に応じて、組織化されるべきです。原則として、参加は計画・執行・評価いずれの段階にも保障されます。つまり、政策立案だけでなく、施設の建設や管理にも参加が保障される必要があります。さらに、参加を具体的にするためには、地域共同社会からの参加が必要であり、そのためには、適正規模人口での自治行政の地域化、分権化が構想される必要があります。

#### （県政への参加のために）

県政は参加のために次の原則のもとに運営されなければなりません。

##### (1) 情報公開の原則

情報の公開が、参加の前提です。県政は情報公開条例を作って公開の義務化を図り県民が情報の提供を受ける権利が保障されねばなりません。

##### (2) 〈場〉の創造原則

人と人が出合って相互理解を強め様々な〈場〉を創造していく必要があります。県政はそのために必要な支援を行う義務があります。

##### (3) 普遍性の原則

神奈川に住む外国人を含むあらゆる住民が県政に参加する権利を有します。

##### (4) 対応の原則

参加に対応できるように県組織や県の内部機能を改革し県庁全体の窓口化を図る必要があります。

各種審議会の運営をさらに参加の精神にのっとったものにするための会運営の公開措置を推進していかなければなりません。

さらに、地域の生活者としての職員の参加も積極的に推進されねばなりません。

### 3 地方行財政制度の転換

#### （自治の回復）

社会システムの転換において、まず基本的に考えられなければならないのは地方行財政制度の分権化です。自治体こそ地域における結合の核として自律的な機能を保持されなければなりません。

これまで、地方行財政制度は憲法上の保障にもかかわらず、集権体制に組みこまれ自治権は制約されてきました。中央による地方統制は、第一に地方財政の脆弱な構造に基づく補助金制度、第二に国の地方支分局や外郭団体による地域への介入強化、第三に機関委任事務と通達行政の強化によって行われてきました。

こうした地方行財政のしくみは、一面で一元的な価値に国民の合意があるときは、その非効率性にもかかわらず一定の役割を果してきましたが、他面では自治体の国への依存を深め、自立を妨げ地域社会からその独自性を喪失させてしまいました。このような状況から脱却して、地域性・自主性に依拠した自治の回復がはかられねばなりません。

#### （転換の基本方向）

ここでは地方行財政制度の転換についての基本方向を提示します。

##### (1) 公共サービスにおける機能分担

- ア 公共サービスの供給主体については、公共部門と民間部門との分担をたえず見直すが、基調としては公共部門の担う分野を拡充する。
- イ 公共部門内部では、市町村優先の配分を行い、ついで府県へ配分し、配分しきれないものを国へ配分する。配分は権限と財源を伴う。この場合、市町村はコミュニティミニマムを、府県は広域的なミニマムを、国はナショナルミニマムを充足することを基本的な責任分担とする。

ウ 府県部門については、形式内容とともに自治体としての活性化を図り、市町村支援機能を強化し、総合性、広域性、先導性の視点で自らを再編成する。

## (2) 公共サービスと負担の関係

ア 企業活動などに伴う費用でこれまで社会的に負担してきたものについては企業で負担する原則を確立して、市場機構の是正をはかる。

イ 生活上の基礎的公共サービスについては無料化、すなわち租税負担によるものとする。

ウ 所得格差の支出面からの是正措置として、負担については受益に応じた応益原則から支出能力に応じた応能原則への脱皮を図る。

エ 社会的・経済的弱者に対しては、自立の場と機会の確保を前提として、公共サービスの受益は権利として承認される。

オ 公共サービスと負担との関係をわかりやすくするために、行政の支出の範囲と目的を明確にし、受益と必要な負担についての見直しを図る。

## (当面の改革プログラム)

このような基本的視点に立って次の事項について当面する地方行財政制度の改革を他の自治体と共同して国へ要請します。

### (1) 地方財源の強化

財政自主権の確立を図る。地域における財政力格差の是正は財源調整制度によるが、その運営は国と地方の共同機関に負託させる。

### (2) 補助金制度の改革

選択的な補助制度に改め、具体的な使用は地方に負託する。さらに概算払・精算払制度を導入して超過負担を解消する。

### (3) 機関委任事務の改革

機関委任事務は、固有事務・共同事務・委託事務に再編成する。

行財政制度の改革は、地域住民の手のとどく範囲で行政上の意思決定がなされることを直接の目

的としますから、その運用にあたっては各自治体の自主性を保障するため、国は一般的・抽象的な範囲をこえて特殊的・具体的な指示を行わないようにする必要があります。

県もまた、市町村への市民生活に密着する権限の移譲を自ら積極的にを行い、市町村連合の事務局として財源の偏在に伴う調整処置をはじめ県内地域格差の是正することや、市町村共同処理方式、県への逆委任方式の開発などによる市町村支援機能の強化をはかります。

さらに、県・市町村間の日常的な意思疎通を十分なものにするため、各級の連絡窓口の制度化を図る必要があります。

## (自治の精神)

分権をめざす行財政制度の改革は、自治の精神に支えられなければ形骸化をまねがれることはできません。いかに理想的な自治の制度ができて、それをいきいきと運用するのは自治の精神であり、自主性と民主性を基調とする自治の本旨を実現していくのも自治の精神であります。自治の精神は自治の制度によって種をまかれ、自治の制度は自治の精神によって花を咲かせることができます。

転換期において強く求められているのは、自治の原点に戻り、その厳しさにたじろぐことなく問題に立ち向う自治と自立の思想であります。国家権力の恣意的介入に対する拮抗力として、市場機構の矛盾に対する制禦力として、住民生活を擁護していくという自治と自立の思想への自治体関係者の意識改革は、このシステム転換の重要な契機であります。

### ＜新神奈川計画と自治を考える研究会＞

#### のとりくみの経過

第1回 1977年8月6日(土)

第2回 8月20日(土) 第3回 9月6日(火)

第4回 10月8日(土) 第5回 10月15日(土)

小委員会 11月1日～12月10日 計15回

## IV 行政の革新

この構想(試案)は、県民の生活が直面する現在と未来の課題について、共に手を携えて解決にあたることを訴えています。この神奈川に生きるすべての人々の生活の場と仕事の場を、人間的ないぶきのする場にするために、ともに力を出しあうことをよびかけています。

このためには、その中核である県行政自らが不断の自己革新をゆっくりと確実にとげていく必要があります。県は地域における広域自治体として、基礎的自治体である市町村を支援し、県民生活を擁護し、社会の不正を正し、自治を守って県民の負託に応えるべく不断の自己改革を行う必要があります。

### (政策形成の基本的な考え方)

- (1) さまざまな県民が自立し共同しうる安全で人間的な社会環境の創造をめざします。
- (2) 地域の特性にそった地域主義に基づく政策形成をめざします。
- (3) 物的サービスと同時に人的サービスを重視します。
- (4) 現場主義を徹底します。
- (5) 文化の視点をあらゆる政策に反映します。
- (6) 長期的展望にたって課題に先行した政策形成をめざします。
- (7) 方向性のはっきりした体系性・総合性のある政策形成をめざします。

### (行財政運営の基本原則)

行財政運営は、これまで集権制度における中央直結の組織のもとで、基本原則の未成熟なまま「役所仕事」として処理されてきました。慣習や前例を何よりも重視して、効果性・能率性を軽視

する組織体質が依然として存在しています。さらには、県民に負託された行政権や財政権が十分に県民のものになっていない状況も存在します。このような状況から脱皮して、行財政運営の新しい原則がもとめられています。

#### (1) 参加と公開の原則

計画・執行・評価の各過程における〈参加〉を重視し、行財政情報がわかり易く公開〈を〉行います。当面、行財政白書をはじめとする白書づくりを行います。

#### (2) 分権と個性化の原則

市町村強化、現場重視を徹底し、特色ある地域社会を建設します。

#### (3) 協働と連合の原則

県民運動を重視し、県民の知的エネルギーを県政に反映させ、公共と民間の相互協力に基づいた連合による神奈川社会を創造します。その場として開かれた審議会を多種にわたって創設します。県政も市町村連合、都道府県連合の形成をめざします。

#### (4) 計画と科学の原則

課題を共有し、相互理解を深めるためには、科学的な情報と判断基準が必要です。そのために総合社会福祉指標の活用をはかります。また、目的・目標を明示し総合性のある計画にもとづく対話も必要です。さらに計画は一定時期に見直して状況に合致させるシステムにする必要があります。行政の科学化・計画化に積極的にとりくみます。

#### (5) 自治体経営の原則

##### ア 経営的視点の確立

計画・執行・評価の各段階を適切に管理する体制を確立します。そのために、予測の技術・計画の技術などを積極的な導入を試み、内部意思の決定過程を改革します。



イ 横断組織による動態的運用

組織の縦割りからくる弊害を除去し、民間のエネルギーを組織化するために、横断的な組織を積極的に導入します。そのためにも、政策の体系化、総合化をすすめます。

ウ 目的志向型の組織運営

予算や人間をいくら投入したかではなく、その結果である公共サービスの質と量によって評価する目的志向型の組織運営を図ります。

エ 時限性の原則の確立

事業・予算・組織・定数は、一定期間経過後は効果性・能率性の視点で見直して、行政の膨張を抑制します。そしてスクラップ・ア

ンド・ビルドによって行政需要に応じていきます。

オ 企業会計原則の導入

福祉の現場を除いて、企業の効率を適用すべき分野については、最少費用で最大効果があがるようにとりくみます。さしあたり原価意識の高揚に努めます。

以上の諸原則は、住民自治・団体自治の観点から提起されるものです。したがって、その運用の形骸化を防ぐために、県民による監視の制度化—県民委員会—などを同時並行して形成していく必要があります。

# かながわの自治体うき

＜新神奈川計画＞ 実施計画の青写真示す  
健康・文化など4本柱 5年間事業費5兆円を越す  
(1/22毎日)

21世紀を展望する神奈川の未来図として「新神奈川計画」を作成してきた県総合開発審議会(都留重人会長)は21日、長洲知事から「実施計画」原案の諮問を受けた。「基本構想」「基本計画」と並ぶ「新神奈川計画」の三本柱のひとつだが、「構想」「計画」が改革の方向を示す理念的色合いが強かったのに対し「実施計画」は、県が53年度から57年度までの5年間にやる仕事の具体的な青写真。さっそく新年度予算に反映され、県民生活に直接かかわってくるものだけに、各方面から注目されていた。この「実施計画」の原案提示で、昨年(1978)の1月22日以来丸1年、13回にのぼる審議を積み上げてきた「新神奈川計画」は大詰めを迎

えたわけで、同審議会では、この原案をもとに基本構想、基本計画との理論的整合性を整えるなどの修正を2月4日まで行い、正式答申する。

原案によると、実施計画期間中(53年度から5年間)に県の行う全事業費は5兆126億円。このうち新神奈川計画関連は、3兆2千億円余りとなっている。一方、県税、地方交付税、国庫支出金などの歳入見込みは4兆7,838億円。288億円の財源不足となる厳しい

情勢にある。

「実施計画」はA5判で300ページにのぼる膨大なもの。「主要施策の内容」は全体で4項目に分かれ①健康を守り福祉の向上をはかるために②文化をはぐくみ教育を充実するために③自然を守り住みよい環境をつくるために④生活と調和した産業の発展をはかるために—と名づけられている。

各項目ごとに、それぞれ目玉行政的色合いの新規事業が盛り込まれているが、3年ごとに計画全体の見直しを行う、とされている。

実施計画の最終章、つまり新神奈川計画全体にとっても締めくくりにあたる部分は「計画実現のために」と題された一章。厳しい財政状況のなかで効果的に事業を実現できるよう、県民自治を基礎にした県政の方向がうたわれる。

### 昭和53年度以降5年間の財政収支見通し

【歳出】(単位億円)		【歳入】	
実施計画に掲げる事業費	32,305	一般財源	24,166
それ以外の事業費	17,821	特定財源	23,672
計画期間における全事業費(A)	50,126	合計(B)	47,838
		差引不足額A)-(B)	△ 2,288

### 新名所・丹沢湖

11月に産声

三保ダム—3月から貯水へ

横浜、川崎、横須賀などの水道用水確保と酒匂川の洪水調節などを目的として、県企業庁が足柄上郡山北町で建設中の「三保ダム」は、昨年中に堤体の盛り立てをすべて終え、3月1日からの貯水開始に備えた最終工事を残すだけとなった。ダムによって水没する県道の付け替え工事は完了し、暮れの26日に新県道が開通したばかりだが、その対岸で進められている林道新設工事も3月には終わる。「丹沢湖」の誕生は11月9日の予定だ。(1/6 神奈川)

### 舗装廃棄物を路盤材に 横浜市

再生プラント完成

横浜市道路局が港北区太尾町の港北下水処理場拡張予定地内に建設していた舗装廃棄物再利用プラントが完成、20日から運転する。舗装道路の改良工事などから出るアスファルト塊やコンクリート塊は、これまで埋め立て地などに捨てられてきたが、これを粉砕機にかけてうえ処理剤で再生し、再び舗装工事の路盤材に使おうというもの。これの実用化は横浜市が初めてという。

このプラントは破碎機と混合機などから成り、再成工程は、工事現場であらかじめ4センチ程度に砕いたアスファルト塊やコンクリート塊を2種類の破碎機にかけて4センチ以下に砕く。アスファルトは粘り気があるので、溶鉱炉から出る粉末状の鉄くずに石灰を混

ぜた強化処理剤を加えて粒度調整し、路盤剤とする。

(1/10 神奈川)

### 3月に待望のオープン

川崎・横浜

公害保健センター

川崎、横浜両市の公害病認定患者が待ち望んでいた「川崎・横浜公害保健センター」(川崎市川崎区日進町23)が昨年3月の着工以来、10カ月ぶりにほぼ完成した。出来上がった同センターは、外壁が焼きタイルを使った薄いベージュ色で、明るく、モダンな感じ。現在、電気配線工事など“最後の仕上げ”が急ピッチで進められているが、2月初めからは各種の医療器具の搬入が始まり、3月早々には正式にオープンする予定だ。

川崎、横浜市内の公害病認定患者は、ざっと4,500人。認定患者の数は年々増える一方で、ゼンク発作などに苦しんでいる。

こうした患者が気軽に健康診断や健康体操の指導などを受けられる“アフタケア施設”として、川崎、横浜両市が共同で建設に踏み切ったのが、このセンター。建設費6億円は、両市内の公害発生源企業62社がきよ出した15億円の中からひねり出した。

(1/13 神奈川)

### “緑のほ場”が誕生

平塚市

緑化運動の柱に

緑化推進の柱となる“緑のほ場”が平塚市に誕生する。市公園緑地課が計画、既に用地も平塚市岡崎地区に確保。53年度早々から具体的に動き出す。ほ場では市の推奨

木、花の栽培、各種苗木の育成が中心となるが、将来は生きた教材で年2回園芸教室を開くほか、市民が自由に出し入れできる“グリーンバンク”も併設する考えだ。

平塚市は震災などで失った緑を取り戻そう、と48年から市に緑化推進本部を設け、各種の運動を展開。計画された緑のほ場は、市開発公社所有地約6,000平方メートルを借りたもの。本格的に動き出すのは2・3年後になるが、53年度では外さく、給水、園路、管理棟、温室など当面必要な諸施設を造り、これ以降に針葉樹、常緑樹、落葉樹、花といった各種の“緑”を植えていく。(1/15 神奈川)

### 立体的な買物公園に

動き出した

鎌倉駅西口再開発

「市民ホールを含めた立体的な買物公園に再開発しよう」とするユニークな「鎌倉駅西口再開発計画」が動き出した。民間主体の再開発事業で、このほど再開発準備組合(小林五郎理事長、磯野茂夫事務局長)が発足、市の指導で31日、県建築課と再開発計画について協議するが、県は積極的に奨励しているので具体化が促進されそう。既に114店が出店を申し込んでいる。

同市では、市が事業体で進めている大船駅東口再開発計画が、地権者らと話し合いがつかず10余年ももたついているのに反して、99年末スタートした鎌倉駅西口再開発事業は、地権者や民間企業が主体となって、本格的な実施計画が軌道に乗り出した。

(1/28 神奈川)

## 今月の統計から

- ▽ 卸売物価指数 105.7 (50年=100)  
〈基準月12月〉 0.4 (前月同 比)  
0.4 (同年同期比)
- ▽ 消費者物価指数 119.4 (50年=100)  
〈基準月11月〉 1.2 (前月同 比)  
6.2 (同年同期比)
- ▽ 労働力人口〈基準月11月〉  
就業者総数 5,378万人  
雇 用 者 3,808 “  
完全失業者 103 “
- ▽ 賃 金〈基準月11月〉  
全 産 業 173.5千円 (定期給与167.2千円)  
製 造 工 業 162.6 “ ( “ 156.7 “ )  
卸 小 売 業 163.0 “  
実質賃金指数 82.4 “ (50年 = 100 )
- ▽ 国際収支〈基準月11月〉  
総合収支 (IMF ベース) 18億2,700万ドル  
外貨準備高 221億4,900 “  
輸 出 総 額 69億2,400 “  
輸 入 総 額 59億 400 “
- ▽ 神奈川県の人 口 〈1月1日現在〉  
総 人 口 6,660,537 人 {男3,410,938人  
世 帯 数 1,982,548世帯 {女3,249,599人  
一世帯当り人口 3.36人

## 編集後記

「12月号が来ない」という声が事務局へよせられ、その回答におおわらわ。1月号を中旬までには発行できる予定が遅れおわびします。昨年末には初稿ができていたのですが……。 (12月号は発刊せず、1月号を早めに発刊の予定でした)

地方財政研究会が新春スタートして、2月4日には第3回が終了。この号が発行される頃は財政分析学校も終わっているでしょう。国の超大予算に直接自治体の予算が影響をうける、このシクミ、構造をどこまで解明できるか。課題は大きいし、期待も大きい。

「住民参加と行政の対応」の研究も始まった。自治体選挙をめぐる動きのなかで、保守も革新も「市民参加」をかかげるようになった今日、その内容が問い直されている。「参加が制度化された時からその形骸化が始まる」という言葉に注目しながら、実像にせまりたいものだ。(上林)

「住民参加」の研究会を担当します。地域エゴの名のもとに行政側から簡単に切捨てられていく住民意識を、どう参加に発展させるか。行政側が問うのではなく住民が問うという型をふまえつつ、行政側からのヒアリングを開始したいものです。(桜井)

1978年2月25日発行

### 自治研かながわ月報 第9号

発行所 神奈川県地方自治研究センター  
発行人 広田武治 編集人 上林得郎 定価 1部 200円  
〒231 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F ☎045(662)0743~4  
振替口座 労働金庫本店 1365-001882 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

### 自治研センター会員募集中

#### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821, または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

#### 会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ 定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。